

因果関係論について

法学研究科社会人講座 三二 浦 道 夫

目 次

- 一 はじめに
- 二 因果関係論としての学説
- 三 判例にみる因果関係論の変遷
- 四 結語

一 はじめに

学問の世界における学説の対立は、枚挙にいとまのないところであるが、就中、刑法学界においては、古今東西を通じてこの傾向が著しく、根本的な二大学派として、ビルクマイエル、ビンディング、メルケル、コーレル、ペーリンクに代表される古典学派、そしてロンプローズ、リストに代表される実証学派の存在を挙げることが出来る。これが主観主義と客観主義、道義的責任論と社

会的責任論、さらに応報刑論と教育刑論へと、互に論議を重ねながら歴史的發展を見たことは周知の事実である。

それでは、刑法が対象とする犯罪とは何であろうか。ドイツ刑法の父と言われるフォイエルバッハは「法なければ犯罪なく、刑罰もなき」(Nullum crimen nulla poena sine lege)と、「犯罪とは法によって刑罰を科せられるべき行為である」と定義し、罪刑法定主義の考え方を明らかにしたのである。

ここにおいて、犯罪構成要件とは、特定の犯罪の定型にあてはまるために必要な法定の要件を言うのであって、犯罪が成立する為には、犯罪構成要件に該当し、違法かつ有責な行為でなければならぬとされるのである¹⁾。

さて、一般的にある種の社会的害悪が生じ、何らかの構成要件の結果にあてはまる場合に、その害悪を発生させる行為をした者を、加害者として刑事上の責任を追及することになるが、その害悪の結果と、その加害者の行為の因果関係を論ずるのが因果関係の

理論である。このように因果関係論は、刑事責任をどこまで追及すべきかの議論であることが多いが、さきの構成要件論、違法性論また責任論として論ぜられる場合もあり、因果関係論が刑法学の中で独自の体系をなしていないとも言える。³⁾

「元来、すべての現象は無限につながる因果の連鎖の一環として生起するものであるから、犯罪現象もこれを単純な経験的事実として見るかぎり、一つの結果は無数の条件を原因として生起するものである。したがって、刑事責任を論ずるのに、その無限の連鎖を無限にさかのぼるときは、過酷な結果となることは明白で、この自然的因果関係の連鎖のうちから、刑法上、価値のあるものとなしものを区別して、その価値の有無をどのような標準によって決めるかによって学説がわかれる。」⁴⁾と云うのである。

二 因果関係論としての学説

「因果関係とは、実行行為と結果（法益の侵害またはその危険）との間に存在しなければならぬとされている一定の原因・結果の「⁵⁾関係」ということが出来る。そして因果関係論として、条件説、原因説、相当因果関係説の三学説に分類されるのが通常である。

以下、この三学説について概観しよう。

先ず条件説とは、別名、平等原因説または全条件同価値説ともいい、すべての先行行為について結果発生に対する起因力を認めらるるもので、「その行為がなかったならばその結果は発生しなかつ

たであろう」という条件関係があれば、刑法上の因果関係を認めることができるとする見解である。換言すれば、「Aという事実（行為）がなかったならばBという事実（結果）は発生しなかつた（*Conditio sine qua non*）」という関係で、条件関係が認められる限り常に両者の間の因果関係を肯定する立場である。この説の創唱者ブリーに依れば、「たとえ因果関係の範囲が拡大されたとしても、責任論での修正（責任によるしほり）によって不当な結果は生じない」として因果関係の不当な拡大の歯止めとして

いる。⁶⁾

次に、原因説とは、別名、差別原因説、個別観察説ともいい、条件関係に立つ先行事実のうち、原因と条件の区別を認め、原因にあたる事実のみに結果に対する因果関係を認めようとする立場を言うのである。この原因説は、条件説によって拡大された因果関係の範囲を、一定の限度に制限しようと試みたもので、学説史的意義は大きい。結果に対する判断が自然科学的根拠より社会的観点に移るに従い、次の相当因果関係説に克服される運命にあり、現在では、この説の支持者は見あたらない。

さらに、相当因果関係説とは、別名、相当説、適當条件説、定型的因果関係説、一般観察説ともいい、その行為がなかったならば、その結果が発生しなかつたであろうという条件関係のある場合において、一般的に観察して、そのような行為からそのような結果の発生することが経験上相当であるときに限って、刑法上の因果関係を認めることが出来る見解である。⁷⁾この説は、元来、条

件説を適用することによって生ずる不当な結果、主として結果的加重犯における刑事責任の拡大を回避するという目的をもって登場したもので、経験上の判断基礎によって、主観説、客観説、折衷説の三説に分かれている。

主観説は、行為時において行為者の認識していた事情および認識した事情を判断の基礎とするもので、客観説は、行為時において存在したすべての客観的事情および行為後に生じた事情であっても、それが、一般人にとって予見可能である限り、すべて判断の基礎とするものである。また、折衷説は、行為時において一般人が認識しえた事情および行為者が認識していた事情を判断の基礎とするものである。

「したがって、条件説と相当因果関係説との違いは、条件関係の存在をもって直ちに刑法上の因果関係を肯定する（条件説）のか、あるいは、さらに一般的観察による相当性（経験的通常性）を肯定しうる場合にはじめて刑法上の因果関係を肯定する（相当因果関係説）のかという¹²点にあるのであって、いかなる場合においても、条件関係がなかったならば刑法上の因果関係は認められないという点で、両説は共通点をもつということが出来る。

三 判例にみる因果関係論の変遷

さて、戦前から戦後にかけて、判例の主流は条件説をとっており、学説的には相当因果関係説に立脚する見解が多く見られるが、

学説上、必ずしも一致した見解があるわけではない。

旧法時代に、すでに条件説を採用したとみられる判例（大判明三七・一・二八刑録一〇・九二および大判明三七・五・二三刑録一〇・一一一六）が存在するが、現行刑法が施行された直後の明治四三年においても、大審院が条件説を採用したとみられる判決（大判明四三・一・一八刑録一六・一七、大判明四三・二・二二刑録一六・二九二および大判明四三・九・三〇刑録一六・一五八一）が出されている。

しかし、大正二年に大審院は次のような判決を出している。

それは、被告人が老母（79才）を殴打し、負傷せしめ、その結果、老母は一月余病床に伏し、衰弱の後、死亡した事実に対し、原審は刑法二〇五条の二項を適用し、さらにその上告を棄却した大審院判決（大判大二・九・二三刑録一八・八八四）がそれである。本判決は、まず条件関係が存在することを述べた後、「……特定ノ行為カ原因トナリ特定ノ結果ヲ発生シ又ハ之ヲ発生スルコトアルヘキコトカ吾人ノ智識経験ニ依リ之ヲ認識シ得ヘキ場合ハ其行為ヲ為シタル者ハ其結果発生ニ付キ原因ヲ与ヘタルモノトス」として、相当性の判断をしたものと見られるが、これは相当性を否定して刑法上の因果関係がないとしたのではなく、相当性を肯定して刑法上の因果関係を認めたもので、結果的には、条件説に依拠して判示したものと同じだと言えるのである。しかし、本判決は相当因果関係説に依拠する判例の源流とも言えるものである¹³。と思われ。

次に、大正一二年において出された判例（大判大一一・三・二
三刑集二・二五四）は、被告人の教唆を受けたHが被告人の父、
Kの右肩を突き飛ばし、同人が崖下に墜落したのでその生死を探
るため迂回して崖を下り凶行の場所より約三〇間下方の崖の中腹
にKが頭部顔面等に創傷を被り、人事不省の体で打伏していたの
を認め、同人が到底死を免れることができないことを見極め後日
の弁疏に資するため、あたかも同人自ら過つて墜落したのを救助
しようとして来たもののようにKの体に手を掛けこれを支えたが、
同人の身体弛緩垂降したために、自己も危くこれとともに崖下に
転落しそうなだったのでその手を離した結果、Kは人事不省のま
ま崖下藪科川に転落し、よつて間もなく溺死した⁽¹⁴⁾。事実に関し、
原審は被告人の行為に対し刑法六一一条一項、二〇〇条を適用した。
被告人の上告を棄却して判示した判決の中で、「……従テ殺人ノ実
行行為ト被害者ノ死亡トノ間ニ他ノ事実カ介入シ其ノ事実カ致死
近因ヲ成シタル場合ト雖、苟モ実驗法上犯人ノ行為ト被害者ノ死
亡トノ間ニ因果關係カ認めラルル限ハ、人ヲ殺シタルモノトシ
テ刑罰ノ制裁ニ服従スヘク殺人ノ未遂ヲ以テ論スルヲ得ス」とし、
さらに「……一旦殺人ノ手段ヲ施シナカラ因果關係ヲ中断スル行
為ヲ為シ、後真実緊急避難ノ為被害者ヲ救助スルコト能ハサルニ
至リタル事実ヲ認めタルモノニ非シテ……」と続き、「故ニH
ノ判示殺人ノ手段タル行為ト其死亡トノ間ニ因果關係存スルコト
勿論ナレハ被告ニ対シ殺人ノ法条ヲ適用処断シタル原判決ニ……
不法アルコトナク……」と論じている。この実験法上というの

条件関係の存否を判断するための公式C・S・Q・N、を意味す
るものと解され、所謂、経験的判断の表現ではない。すなわち本判
示は、実験法上、条件関係の存在を認めると共に、他の事実の介
入による因果関係の中断がないとしたもので、結論的に因果関係
の存在を肯定した判例といふことが出来る⁽¹⁵⁾。

その後、大正一四年七月に相当因果関係説に依拠して相当性の
経験的判断をした判例（大判大一一四・七・三刑集四・四七〇）が
現れた。その事実関係は、被告人が養祖母の殺害を決意して小刀
で後頭部に二個の創傷を加えたところ、養祖母が病的変化をおこ
しショック死したというものであるが、その判示は次の通りであ
る。「苟モ人ヲ殺害スルノ意思ヲ以テ之ヲ実行シタル行為ト被害
者トノ間ニ於テ実験法上其ノ死亡ハ其ノ行為ニ因リテ惹起セラレ
タルモノト認めムヘキ因果關係存スル以上ハ、其ノ行為ハ即チ被害者ノ
死亡ノ原因ナリト謂ハサルヘカラス……自己ノ行為ト被害者ノ
死亡トノ間ニ存スル詳細ナル因果關係ヲ認識シタリト云フカ如キ
コトハ固ヨリ負責ノ必要条件ニアラス」として、さきの判例にお
ける実験法上の意味と異つた「相当性の経験的判断」を示したこ
とは大きな特色といえよう。

昭和三年に至り、大審院は結果的加重犯に關して、次のような
判決（大判昭三・四・二六刑集七・二九二）を下した。

その事実関係は、被告人が庶子の関係にある嫡母Mと同居をし
ていたが、両者の間は円満を欠き、かつMが精神異常の病状を再
発させた状況であつた処、被告人とMの間にいさかいが生じ、酷

寒の折柄、戸外にMを押し出し、Mは精神異常のため自存の途を講ずべくもなく、寝具もないまゝ、に同家外縁に寝臥し、これを保護すべき立場の被告人もこれを放置し、生存に必要な保温上の保護を与えなかつたため、Mは宿痾肺気腫の症状に悪変をきたし、一週間後に死亡したものである。

この事実に対し、原審は被告人の行為を刑法二一九条の遺棄致死傷罪にあたるとしたが、その上告を棄却した本判決の判旨は次の通りである。

「凡ソ結果的加重犯タルヤ一定ノ重キ結果ヲ生セシメタルトキ其ノ重キ結果ヲ基本タル犯罪行為ニ結合セシメテ重キ責任ヲ負ハシムル場合ナレハ、苟モ基本タル犯罪行為ト重キ結果トノ間ニ若シ前者ナカリシナラムニハ後者ナカリシナルヘシトノ関係存スルニ於テハ、基本タル犯罪行為カ其ノ重キ結果ニ対シ直接ノ原因ヲ成スト否トヲ問ハス、絶対ニ結果的加重犯ノ成立ヲ来スモノト解スヘキモノトス……美都乃ニシテ遺棄セラレザリシナラムニハ其ノ死ヲ見ルコト無カリシナルヘシトノ関係ヲ認定シ得ルヲ以テ美都乃ノ死ト被告人の遺棄行為トノ間ニハ因果ノ関係アルモノト解セサルヲ得ス。然ラハ原判決カ美都乃ノ死ヲ被告人等ノ遺棄行為ニ原因スルモノトシテ遺棄致死罪ノ成立ヲ認メタルハ寔ニ相当ニシテ毫モ事実誤認ヲ疑フニ足ルヘキ顯著ナル事由存セス。」

すなわち、「基本たる犯罪行為と重い結果との間に条件関係の存在があれば結果的加重犯が成立するというのが本判決の趣旨である」と考えられる。本判決は客観的相当因果関係説を基礎とし

たものでもなく、また相当性の判断をしたものでもないが、被告人および一般人が、被害者の宿痾である肺気腫を認識出来なかつたことを、因果関係の存否の問題として採り上げられた点に、学説史上の意義を見出すのである。

昭和の一桁代には、相当性判断を用いた判旨が多く見られる。

昭和五年の判例（昭和五・一〇・一六新聞三二二三・七評論二〇刑法一八）の判旨によると、吾人ノ社会觀念ニ照シ云々の用語は、相当因果関係説に依拠したかのように見えるが、実は条件説に依拠したもので、C・S・Q・Nの経験的知識に基く判断を意味するものと言える。

また、判例（大判昭六・八・六刑集・〇・三六五）は、肉切庖丁により刺創を被った被害者が、身体衰弱の際併発する「クルブ性肺炎」により死亡した事実について、判文中「病体ニ在ル者ニ余病ノ発生ヲ見ルコトハ常在ノ事実……」とし、条件関係のある場合に因果の経過において、常在の事実か、稀有の現象かの判断をしたという意味で、相当因果関係説（客観説）に依拠したと見られる判旨を示しているが、結論的には因果関係を肯定したのであるから、この判決は相当因果関係説を採用したとは言えないわけである。¹⁷⁾

この時代に、相当因果関係説に依拠して因果関係を否定した画期的な判決がある。それは浜口雄幸狼撃事件（東京控判昭和八・二・二八新聞三五四五・五評論二二刑法七〇）である。浜口雄幸は、昭和五年一月一日東京駅頭にて、被告人Sの銃弾に被い、

入院手当中に銃創に因る腸内穿孔を通して腸腔内に漏出した放線状菌毒性膿瘍および関連罹患により、昭和六年八月二十六日、七ヶ月を経て死亡したものである。

判示は、「按スルニ抑一定ノ行為ト一定ノ結果トノ間ニ刑法上ノ因果關係アリト云ハシカ爲ニハ、該行為ヨリ該結果ノ發生スルコトカ日常經驗上一般ナルコトヲ要スルモノニシテ該結果發生カ全く偶然ナル事情ノ介入ニ因ル稀有ノ事例ニ属シ常態ニアラサルトキハ、刑法上因果關係ナキモノト解スルヲ相当トス。……斯クノ如キハ日常經驗上一般ナルリト認ムヘキ証拠ナク、却ツテ……各鑑定書ニ依レハ斯ル感染例ハ極メテ稀有ノ事例ナルコトヲ認め得ヘキヲ以テ、結局被告人Sノ判示所爲ト浜口雄幸ノ死亡トノ間ニハ刑法上ノ因果關係ヲ認めサルニ歸ス」として、第一審において問うた殺人罪を、第二審たる東京控訴院は、死因は犯人の行為と因果關係のない別の原因によるものとして殺人未遂罪を適用したのである。

次いで、昭和十年代の大審院判決の多くは条件説を採用しているが、中には結論的には刑法上の因果關係を否定はしなかったが因果關係の認定について相当因果關係説の論理に拠つたと思われる判例が散見され、条件説主流、相当因果關係説傍流の流れのまゝ、最高裁の時代に入つてゆくのである。

戦後の復興期を経て経済の高度成長に伴い、生活様式も高度化技術化の時代となり、これに従い、過失が同時に競合し、時間的に前後して累加的に重なり、また他のなんらかの条件が介在して、

ある結果を発生させるような事案が多くなつてきた。¹⁸⁾ その結果、個々の過失行為と結果との因果關係の存否についての判断は、ますます複雑になつてきたのである。

昭和二十六年四月二四日に発生した、いわゆる桜木町事件についての最高裁判決（最判昭和三五・四・一五刑集一四・五・五九）は、その一例と言える。

事実は、昭和二十六年四月二四日午後一時三〇分頃、桜木町駅構内で作業中の電力工手の不注意によりスハナをビームに接触させ電弧を発生、吊架線の溶断等をもたらす第一事故が起きた。さらに関連の電力工手長等の判断、連絡等の不適切から、進入電車に対する安全措施を怠つたことにより結果として進入電車の車体と電車線の短絡状態を起し、電弧の約四分間にわたる継続発生により電車の第一車輛を全焼させ、乗名一〇〇名を同車輛内で死亡させ、乗名六名を病院収容後死亡、さらに八四名に傷害を負わせる第二事故を発生させたものである。

原審は、被告人達に刑法二二一条前段（業務上過失致死傷罪）を適用、その上告を棄却したのが本判決である。

判旨は、「所論は判例違反を主張するが、挙示の判例（量判昭二三・三・三〇刑集二・三・二七三）は特定の行為に起因して特定の結果が発生した場合に、これを一般的に観察して、その行為によつて、その結果が発生する虞のあることが実験則上当然予想し得られるにおいては、たとえその間他人の行為が介入して、その結果を助長したとしても、これによつて因果關係は中断せられず、

先の行為を為した者はその結果につき責任を負うべきものと解するものが相当である」として、過失と結果との間の因果関係を問題としたものである。従つて本件は必然的に先ず過失の存否を判断しなければならぬわけで、業務上の注意義務についての予見可能性が問われ、この注意義務違反による過失を認定した上で、次にこの過失がなかったならばこの結果は発生しなかったであろうという条件関係の存否を考えたものである。また、判決の最後に「……本件の結果である致死傷も右被告人にとつて予見不可能の事柄ではなく、その程度が数量的に未だ経験しなかつたような甚大なものであつたとしても、右過失と結果との間の因果関係はないといふことはできず、結果の甚大である点は過失者にとつて責任の存否の問題ではなく、責任の大小、軽重に関する情状の問題であるにすぎないと解すべきであるとした判断は相当である」としている点から見て、本判決は条件説というよりも相当因果関係説を採用したと見るべきかも知れない。

さて、昭和四二年に至つて相当因果関係説に依拠して条件関係があるにもかかわらず刑法上の因果関係を否定した判決が出て来た。

事実関係は、「被告人（国籍アメリカ合衆国）は、普通乗用自動車の時速約六〇キロメートルで運転中、過失により、被害者が運転していた自転車に自車を衝突させて被害者をはね飛ばし、被害者は被告人の運転する自動車の屋根にはねあげられ、意識を喪失するにいたつたが、被告人は被害者を屋上に乗せていることに気づかず、そのまま自動車の運転を続けて疾走するうち、前記衝突

地点から四キロメートル余へでた地点で、自動車に同乗していたMがこれに気づき、時速約10キロメートルで走っている自動車の屋上から被害者の身体をさかさまに引きずり降ろし、アスファルト舗装道路上に転落させ、被害者は、被告人の自動車車体との衝突および舗装道路面または路上の物体との衝突によつて、顔面、頭部の創傷、肋骨骨折その他全身にわたる多数の打撲症等を負ひ、頭部の打撲に基づく脳クモ膜下出血および脳実質内出血によつて死亡した²⁰」というもので、判旨は、「しかし、右のように同乗者が進行中の自動車の屋根の上から被害者をさかさまに引きずり降ろし、アスファルト舗装道路上に転落させるといふがごときことは、経験上、普通、予想しえられるところではなく、ことに、本件においては、被害者の死因となつた頭部の傷害が最初の被告人の自動車との衝突の際に生じたものか、同乗者が被害者を自動車の屋根から引きずり降ろし路上に転落させた際生じたものか確定したいといふのであつて、このような場合に被告人の前記過失行為から被害者の前記死の結果の発生することが、われわれの経験則上当然予想しえられるところであると到底いえない。したがつて、原判決が右のような判断のもとに被告人の業務上過失致死の罪責を肯定したのは、刑法上の因果関係の判断をあやまつた結果、法令の適用をあやまつたものといふべきである。しかし、本件では、被告人は、道路交通法七二条一項前段、一一七条の救護義務違反の刑によつて処断されているのみならず、業務上過失致死と同傷害の法定刑は同一であり、被告人の刑責が業務上過失

傷害にとどまるにしても、本件犯行の態様等からみて、一審判決のした量刑は不当とは認められないから、右あやまりは、いまだ原判決を破棄しなければ、著しく正義に反するものとはいえない」として、原審と異った因果関係についての判断をしながら、結論的に原審判決を破棄せず被告人の上告を棄却した。

本決定において、当初の事故がなければ、引きおろす行為もなかったのであるから死の結果との間に条件関係が存在することは疑う余地もない。しかし、衝突した行為から↓通行人を自車の屋上にはね上げ↓知らずに走行中↓これに気づいた同乗者が被害者の身体をさかさまに引きずりおろし↓舗装道路路上に転落させて↓死の結果を発生させるという一連の状況は、経験則上、当然予想されるとはいえないというわけで、相当性を否定する決定を下したものと思われる。相当性の判断をすることによって因果関係を否定した最高裁の最初の判例としての本決定の意義は、因果関係論の中で大きな位置を占めるものと言えよう。

四 結 語

以上、考察してきた判例をもとに、学説としての因果関係の理論を振り返ってみると、究極のところ、この理論は責任の限界に關する議論であり、事実上の因果関係の無限の連鎖をどの辺で制限すれば刑事責任の過酷な結果を必要以上に受けなくとも済むかが重要な視点ということが出来るのではなからうか。

中間に他人の行為が介入しても因果関係は際限なく続く筈であり、条件説に中斷論を採用したとしても、どの程度の行為によって中斷するのかの判断は容易ではない。

しからば相当因果関係説によれば相当因果関係の有無の基準は明確にされるのだろうか。この説は一見、刑法という学際的ジャンルに常識的判断を導入したように見えるが、社会に存在する個人が犯す行為を純科学的に追及し分析することは所詮至難の業であり、因果関係の基準の指向するものは「子見可能」の判断に落着くのではあるまいか。

この子見可能な範囲をどう決めるかによって相当因果関係説は三つに分かれるのであるが、(一)、行為者が行為時に予見していた事情を標準とする主観説、(二)、行為当時に客観的に存在していた一切の事情ならびに一般人の子見することの出来る一切の事情を標準とする客観説、(三)、行為者の現に予見した事情および通常人の子見することの出来る事情を標準とする折衷説である。²¹⁾

先に述べたように、因果関係の理論は責任の限界の理論であるとするならば、どの立場で責任を負わせても實際上その帰結がそれほど異なるとは思えないが、右堂教授の強調されるように、²²⁾主観的、客観的立場での双方の責任を基調とする折衷説を多とするのが妥当な考え方であろうと思われる。

〔注〕

(一) 植松 正『刑法教室総論』六五頁

- (2) 藤木英雄・板倉 宏『刑法案内』 八〇頁
- (3) 植松前掲 八五頁
- (4) 植松前掲 八五頁
- (5) 川崎一夫『因果關係』西原他編『判例刑法研究1』 三三三頁
- (6) 西原春夫『刑法総論』 九三頁
- (7) 川崎前掲 一三三頁
- (8) 岡野光雄『因果關係』藤木英雄編『判例と学説7』 五三頁
- (9) 西原前掲 九三―九九頁 川崎前掲 一三三頁
- (10) 岡野前掲 五四頁
- (11) 同右 五五頁
- (12) 川崎前掲 一三三―一三四頁
- (13) 同右 一三七頁
- (14) 同右 一三九頁
- (15) 同右 一三九―一四〇頁
- (16) 同右 一四四頁
- (17) 同右 一四七頁
- (18) 同右 一五六頁
- (19) 同右 一五九頁
- (20) 同右 一六五頁
- (21) 植松前掲 九一頁
- (22) 石堂功卓『因果關係』ジュリスト・刑法の判例第三版・八頁